

別紙 1

(仮称) 世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する条例（骨子案）

1 目的

この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策（以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ・男女共同参画とは、性別等にかかわらず、全ての人々が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- ・多文化共生とは、全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。
- ・性別等とは、生物学的な男女の別及び性自認による男女の別並びに性的指向をいう。
- ・区民とは、区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- ・事業者とは、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- ・性的マイノリティとは、性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。

3 基本理念

男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- ・全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。
- ・全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。
- ・全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合うこと。

4 区の責務

(1) 区は、基本理念に則り、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(2) 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民、事業者、国、他の

地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

5 区民の責務

(1) 区民は、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(2) 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

6 事業者の責務

(1) 事業者は、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(2) 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

7 性別等の違い又は文化的違いによる差別の解消等

(1) 何人も、性別等の違い又は文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害することのないよう留意しなければならない。

(2) 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

8 基本的施策

(1) 男女共同参画・多文化共生施策のうち、男女共同参画の推進に係るものは、次に掲げるものを基本とする。

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした教育活動
- ・ 男女共同参画を推進するための環境の整備
- ・ ドメスティック・バイオレンス等の性別等の違いによる優位性を背景とした暴力を未然に防止するための啓発活動
- ・ 性的マイノリティに対する理解の促進に係る啓発活動及び日常生活の支障を取り除くための支援

(2) 男女共同参画・多文化共生施策のうち、多文化共生の推進に係るものは、次に掲げるものを基本とする。

- ・ 多文化共生を推進するための環境の整備

・地域、学校等における多文化共生を推進するための啓発活動

9 行動計画

- (1) 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。
- (2) 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ10に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 区長は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

10 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

- (1) 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (2) 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - ・行動計画に関すること。
 - ・前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項
- (3) 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。
- (4) 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

11 相談及び意見の申出等

- (1) 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し相談し、又は意見を申し出ることができる。
- (2) 区長は、前項の規定による相談又は意見の申出があったときは、必要に応じて当該相談をする者を支援するための措置を講じ、又は当該意見を男女共同参画・多文化共生施策に反映させる等、男女共同参画及び多文化共生を推進するために適切な対応を行うものとする。

12 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。